

## 岩倉市ブロック塀等撤去奨励補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩倉市ブロック塀等撤去奨励補助金交付要綱（平成23年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において使用する用語の定義は、要綱第2条の定めるところによる。

(補助の対象事業)

第3 要綱第4条の規定する生垣とは、次の各号に定める基準に適合するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 地盤面から0.5メートル以上の高さを有する樹木を植栽する生垣
- (2) 延長1メートルにつき2本以上の樹木を植栽する生垣
- (3) コンクリート、ブロック、石、レンガ及びこれに類するもので基礎を設け、その上に生垣の設置を行う場合は、当該基礎の高さが住宅地等の地盤面から50センチメートル以下であること。

2 要綱第4条の規定による金属製の塀への転換とは、金属塀の基礎ブロック部分が道路からの高さ60センチメートル以下かつ組積造の部分が40センチメートル以下のものをいう。

(交付の申請及び決定)

第4 要綱第6条4号の規定による岩倉市納税証明書とは第3条に規定する徴収金の完納について申請日より3ヶ月以内に証明したものである。

(完了実績報告)

第5 要綱第9条第4号の規定によるその他市長が必要と認める書類とは、誓約書（様式第1）とする。

附 則

この要領は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成25年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 誓 約 書

岩倉市長 様

住所（所在地）

---

氏名（名称）

---

電話（            —            —            ）

（法人の場合は法人名及び代表者名）

私は、            年            月            日付け            第            号で交付決定を受けたブロック塀等の撤去工事の完了以後、下記に示す撤去跡地を含む同一敷地内の公道等に接面する場所を安全で良好な状態に保つため、倒壊等による災害の危険をもたらす恐れのある垣、柵、塀の類（ただし、敷地地盤面からおおむね40センチメートル以下の高さの垣、柵、塀の類を除く）を新たに設置しないことを誓約します。

記

補助対象事業施行場所(ブロック塀等の撤去跡地)

岩倉市

---